

# 民主

PRESS MINSHU

号外

2009年3月19日  
愛知11区(豊田市・三好町)版  
民主党プレス民主編集部  
〒100-0014  
東京都千代田区永田町1-11-1  
電話03-3593-9988(代表)  
press@dpj.or.jp  
http://www.dpj.or.jp

●お問合せ・購読申込みなどは民主党プレス民主編集部または

民主党愛知県第11区総支部  
(総支部長 ふるもと伸一郎)  
住所: 〒471-0029 豊田市桜町2-15-1  
電話: 0565-31-2480  
URL: http://www.s-furumoto.net

**正社員・派遣・パートの皆さんの雇用を守る！**  
**民主党は県内の就労支援の体制を充実します！**

**ふるもと伸一郎**さんは雇用確保のために全力で活動！  
(3月2日)

## ◆ハローワーク名古屋中

調査したハローワークでは、窓口相談やパソコン端末で職を探す人でふれ大変な状況です。

製造業では、人が余る状況の一方、介護、サービス業、農林業では人手不足です。これを『雇用のミスマッチ』と言いますが、その解消が急務であり、公的機関の役割を強化します。

所在地: 名古屋市中村区名駅南1-21-5  
電話番号: 052-582-8171



やむをえず“テント村”に行く前に、ハローワークへ！！

衆議院議員  
ふるもと伸一郎



まじめに働く人が報われる社会を創ります！

## ◆キャリアアップハローワークあいち

栄の中心で立地もよく(中日ビル内)、学生や若い人もたくさん出入りしており、活気のある会場です。

失業された方等ここに登録し会員になれば、個別ブースで相談員がじっくり相談のしてくれる安心の体制です  
(相談無料)

この会場は35歳以下という年齢制限が設けられていたため、年齢を制限せず、幅広く相談のしてもらえよう、改善していただきました。

まずは登録しよう！



所在地: 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル内  
電話: 052-582-8619

## ◆愛知労働局

雇調金\*の申請受付窓口には、経営者の皆様がわらをもすがる思いの中、相談の列ができています。

現在1か月以上かかる受付処理について、1日でも早くお金がおりるように要望しました。

所在地: 名古屋市中村区名駅南1-18-30 3階  
電話: 0120-588-306

雇用を整理する前に、まずは雇調金の相談へ！！

\*雇調金調整助成金とは・  
不景気になって、事業主が教育訓練を行えば、その分の賃金を一部国費で補てんするしくみ。

## ◆福祉人材センター

当日も福祉分野への就労相談に有資格者の方が(今の給料が安いから)職探しに来ていました。

製造現場では、年収400~500万円、一方介護では250~300万円程度と年収の開きが雇用のミスマッチの一因です。

ところが政府案では、経営者に歩留まり、介護職にお金が回りません。

民主党は介護職に直接給付します！  
(例: 月額2万円)

所在地: 名古屋市中区栄  
4-1-1 中日ビル11階  
電話: 052-582-8619





## 愛知県11区(豊田市・三好町)総支部長

「ふるもと伸一郎」さんの考えを紹介します。



松平野の桜



2009年3月17日

委員会で党の政策を訴える  
ふるもと伸一郎さん

## ○日本の同居率は13%です。

- ・スーパの冷めない距離に親子が住むのが理想ですが核家族化が進み夫婦と子二人のモデル世帯は2割を切ります。独居老人や老夫婦二人世帯が急増し社会コストを引き上げます。

## ○社会で支えるには財源が足りません。

- ・でも、消費税を北欧並みの20%とするにはまだ早いです。

【そこで発想を転換してみると】

- ・同居し親子が一緒に暮らす人を応援する税制にはどうか？
- (案) 親の病院送迎等に使う車は税を安くして不便な地域を便利にする
- (案) 同居世帯の固定資産税は減免し都会でも多少広めの家にする
- (案) 孫のお守りをする祖父母の年金所得には課税しない
- (案) 親の面倒をみる子世帯の所得税は減免する

- ★ 都会と中山間地域からなる三河地方では家と車はセットです！
- ★ その経費を少しでも軽くする事が 厳しい雇用情勢の中で急務です。

## 民主党の緊急雇用対策案

(3月6日法案提出)

## ①雇用保険法改正案

- ・雇用保険の適用要件を緩和
- (1年以上雇用⇒雇用される者は原則被保険者とする)

## ②住まいと仕事の確保法案(雇用保険法改正案)

- ・失業により住居も失った派遣労働者等を対象に、「職業紹介住宅 現金貸与」をセットで支援。返済免除の規定も別途あり。

## ③求職者支援法案(通称:トランポリン法案)

- ・失業保険終了後または失業保険をもらえない人を対象にした新たな就業支援制度。
- 受給資格の認定後3年間(日額5000円)で、支給日数は2年間。

## (その他)内定取り消し規制法案

- ・社会通念上相当であると認められる場合以外は取り消し無効。

